

ウズベキスタン倒産法の概要について

大阪大学大学院高等司法研究科教授

池田 辰夫

○池田 大阪大学大学院高等司法研究科の池田です。これからウズベキスタン共和国倒産法の概要について簡単に報告させていただきます。私の簡単な報告の後に、ウズベキスタンの二つの再建型倒産処理制度についての本格的な説明がありますので、いわばその前座として、ウズベキスタン共和国の現状と、倒産法の若干の特徴について理解をいただければということでお話させていただきます。

日本側の参加者の皆様方にお配りした本日の資料集の中に、ウズベキスタン共和国とはどういう国なのかといった資料がございます。1991年に旧ソ連が崩壊し、それに伴い、ウズベキスタン共和国は1991年に独立をしております。本日取り上げます倒産法は、1994年に制定され、2003年4月に、大改正されました。倒産法の改正により、全体の条文数も1.5倍程度に増え、全部で192条となりました。お手元の資料集の中にもウズベキスタン倒産法の日本語訳が入っているので、是非御参照いただければと思います。日本とウズベキスタン共和国の間では経済協力及び経済改革支援に関しましての共同宣言が2002年の7月になされております。幾つかの柱がございますが、本日のテーマとの関係で重要なものは、市場経済化の促進に関する支援ということであります。そして、昨年10月には、法務総合研究所国際協力部において、倒産制度をテーマとした本邦研修を実施しております。本日御出席いただいております弁護士の峰島先生には、この昨年10月の研修において講義を担当いただきました。ウズベキスタン共和国の改正倒産法は、管財人の賠償責任保険という新たな制度を導入しており、日本の類似制度との比較という観点から、峰島先生には、日本の弁護士賠償責任保険についての講義をいただきました。改めまして御協力に感謝申し上げます。

ウズベキスタン共和国に関する資料に、ウズベキスタン共和国における通貨の単位はスムであると記載されております。現在のレートについて正確には分かりませんが、1円はほぼ10スムという関係になるかと思えます。現地で日本円を現地通貨のスムに交換しますと、非常にたくさんの札束を手にして少しお金持ちになった気分になります。

では、ウズベキスタン共和国の倒産制度について、日本の倒産制度との比較を念頭に置いて、特徴があると思われる事項につき申し上げます。

まず、前提となる事項について2点申し上げます。

1点目は、倒産事件を扱う裁判所は、商事事件を扱う経済裁判所ということですが、ソ連邦では、仲裁裁判所が企業間の紛争を扱っていたので、この構成を引き継いでいるものと思われまます。ロシアでは、現在も仲裁裁判所という名称の裁判所が倒産事件を扱っておりますが、ウズベキスタンでは、現在では、名称を経済裁判所と変えています。

次に、このことから分かりますように、ウズベキスタン共和国倒産法は、商人が破産する事件のみを倒産事件として扱う商人破産主義を原則としております。以上が前提事項です。

次に、制度上の特徴を5点申し上げます。

まず、特徴の第1点ですが、ウズベキスタン共和国倒産法は、申立てに際し、清算型手続や再建型手続といったなかでの一定の手続を特定して申し立てるのではなく、とにかく倒産手続を申し立てるという立場を取っているということでございます。日本の倒産法制のように、申し立てる側が特定の手続を選択して申し立てるという制度ではないということです。

特徴の第2点は、日本の倒産法制と同様に、再建型と清算型の倒産手続があるという点であります。後ほどソリエフさんから御講演いただきます裁判上の再生支援手続は、日本の民事再生手続に相当する制度であると言えます。また、後ほどロパエワさんから御講演いただきます外部管財手続は、日本の会社更生手続に相当する制度であると言えます。これは、特徴というよりも、日本の倒産制度と共通点があるという指摘です。

特徴の第3点は、債権者主導の手続であるということです。倒産手続の申立て後、清算型手続を適用するのか、再建型手続を適用するのかについて、債権者の意向により決定されます。

特徴の第4点は、管財人¹についてです。日本では、通例、弁護士が管財人の職責に当たります。一方、ウズベキスタンでは、管財人については独自の国家資格が設けられています。資格には、1級から3級まであり、会社更生手続に相当する外部管財手続は、1級の管財人のみが担当できます。いずれにせよ報酬は低いです。

特徴の第5点は、倒産手続も、商事事件に適用される一般的な訴訟手続を定めた経済訴訟法の適用を受け、原則、公開されるということです。

次に、運用上の三つの特徴について申し上げたいと思います。

第1点は、再建型手続では、運用上、負債の全額弁済が基本とされていることです。先ほどの制度上の第3点目の特徴である債権者主導の手続であることと合わせて、ウズベキスタン共和国倒産法は、債権者保護の色彩が極めて強いと言えます。

第2点は、倒産手続の申立てが、9割以上、債権者申立てであることです。債務者側から申し立てる場合が極めて多い日本とは異なっています。

¹ ウズベキスタン倒産法では、経済裁判所が倒産手続実施のために任命する資格者を総括して「裁判所任命管財人」と称している（倒産法第3条第9号）。そして、同法では、同法が規定する具体的手続の名称に併せて、監視手続（倒産法第4章）に携わる裁判所任命管財人を「一時管財人」、裁判上の再生支援手続（倒産法第5章）に携わる裁判所任命管財人を「再生支援管財人」、外部管財手続（倒産法第6章）に携わる裁判所任命管財人を「外部管財人」、清算手続（倒産法第7章）に携わる裁判所任命管財人を「清算管財人」と称している。なお、同一債務者の倒産手続において、それぞれの具体的手続の裁判所任命管財人として同一人が就任すること（例えば、ある債務者の一時管財人に就任した者が、同一倒産手続内における当該債務者の外部管財人に就任すること）は差し支えない。

第3点は、債務者の典型例として国有企業が挙げられ、一方、債権者の典型例としても、何らかの形で国が関わっているものが少なくないということです。

以上が、ウズベキスタン共和国倒産法の特徴です。ウズベキスタン共和国は、市場経済化を進めていますが、このような特徴を持つ倒産制度の適切な運営によって、市場経済化が円滑かつ適正に行われるということが期待されております。

これで、私からのウズベキスタンの倒産法の概要についての説明を終わりたいと思います。

○司会 池田先生、ありがとうございました。

それでは次にウズベキスタン側の発表に移りたいと思います。最初に、「裁判上の再生支援手続について」というテーマで、ウズベキスタン最高経済裁判所判事のソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチさんから発表いただきたいと思います。



ウズベキスタン最高経済裁判所ソリエフ判事発表風景

裁判上の再生支援手続について

ウズベキスタン最高経済裁判所判事
ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ

○ソリエフ 尊敬する皆さん、こんにちは。発表を始める前に、法務省法務総合研究所国際協力部の皆様、JICAの皆様、日本の注釈書作成支援委員の皆様、このような場を設けてくださったことに対し感謝申し上げます。

先に指摘されましたように、ウズベキスタン共和国では、独立してから、国民も政府も、ウズベキスタンに市場経済を確立することで一致しました。市場経済化への移行は、それまで国有であった企業の民営化から始まりました。ソ連時代には、すべての企業は国有だったため、企業の倒産事件はあり得ませんでした。しかし、企業の民営化が始まってから、それまで国有だった企業が次々に倒産し始めました。これをどうするかということが問題となり、この観点から倒産法を制定することになりました。1994年にウズベキスタン共和国倒産法が初めて採択されました。

私の本日の発表のテーマは、裁判上の再生支援手続です。1994年に採択されたウズベキスタン共和国倒産法（以下、「1994年倒産法」という。）にも裁判上の再生支援手続は含まれていました。しかし、実際には、この手続の利用は困難でした。この手続が利用されなかった原因の一つは、倒産という言葉そのものの中にもありました。1994年倒産法における倒産の定義は、債務者の負債が資産を上回っている状態とされていました。しかし、すでに負債が資産を上回っている状態では、債務者が再建できる可能性はありません。そのため、1998年のウズベキスタン共和国倒産法の改正時には、この裁判上の再生支援手続は削除されましたが、倒産事件を管轄する国家機関²が、ある程度、倒産企業への再生支援という問題を扱っていました。2003年の改正時には、倒産法に、裁判上の再生支援手続が再び導入されました。現行倒産法の第5章が、裁判上の再生支援手続についての章です。

ウズベキスタン共和国倒産法は、日本の倒産法制とは異なり、すべての再建型手続を倒産法という一つの法律の中で定めています。ウズベキスタン共和国倒産法には、債務者の

² ウズベキスタン倒産法第23条第1項は、倒産事件における国家統制は、ウズベキスタン共和国内閣及び「倒産事件を管轄する国家機関」が実施すると規定し、これを受けて、同法第25条は、「倒産事件を管轄する国家機関」に対し、(1)定款資本に国家の持分が含まれている企業について、①当該企業の財務状況について観察（モニタリング）を行うこと、②当該企業について裁判外再生支援計画をまとめ、当該計画の実施につき監督すること、③当該企業について、経済裁判所に対する倒産事件開始の申立てを行い、あるいは裁判上の再生支援計画や外部管財計画をまとめること、(2)裁判所任命管財人に対する資格審査や監督を行うこと、などの広範な権限を与えている。

この「倒産事件を管轄する国家機関」に該当する機関は、従前は「企業倒産委員会」という行政機関であったが、2005年のウズベキスタンにおける行政機関の組織改編に伴い、現在は「非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会」という行政機関がこれに該当する。

支払能力回復に向けた再建型手続が二つあります。裁判上の再生支援手続と外部管財手続です。これ以外に、債務者の支払能力回復に向けたもう一つの手続として、裁判外再生支援手続があります。しかし、裁判外再生支援手続は、経済裁判所において倒産事件が開始される以前に適用される、つまり倒産事件の枠外で適用される手続です。

ウズベキスタン共和国倒産法制と日本の倒産法制を比較してみると、日本の倒産法制の中には、裁判上の再生支援手続と外部管財手続に相当する手続を両方定めた法律はありません。日本では、それらの手続は、民事再生法と会社更生法という、独立した別個の法律として定められています。

ウズベキスタン共和国倒産法によると、倒産事件開始の申立てが経済裁判所に受理され、監視手続³が開始された後、債務者、発起人、債務者財産の所有者又は第三者は、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援手続の開始を申し立てることを提案することができます。したがって、裁判上の再生支援手続が開始されるか否かについては、まず最初に債権者集会によって判断されることになります。

債権者集会において裁判上の再生支援手続を開始するか否かを審議するために、債権者集会に提出される提案書には再生支援計画と債務弁済計画表が添付されます。債権者集会では議事録が作成されます。

債権者集会が債務者に対する裁判上の再生支援手続の開始に同意し、再生支援計画を承認した場合、債権者集会は、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援手続の開始を申し立てます。これを受けて、最終的には、裁判上の再生支援手続は経済裁判所の決定によって開始されます。したがって、裁判上の再生支援手続開始に重要な意味を持つのは、債権者の意思です。

しかし、経済裁判所が自ら、裁判上の再生支援手続の開始を決定する場合があります。監視手続の終了に際し、第一回債権者集会は、債務者の倒産認定・清算手続の開始、裁判上の再生支援手続若しくは外部管財手続の開始又は和議の締結・倒産事件の終結のいずれかの決議をしなければなりません。仮に、第一回債権者集会がいずれの倒産手続の適用も決定しない場合又は経済裁判所に対し債務者の倒産認定、清算手続開始を申し立てることを決議した場合、経済裁判所は、発起人、債務者財産の所有者、第三者又は債務者資本に国家の持分が含まれている場合は倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づいて、申立人が債務者による債務弁済計画表の履行を保証するという条件の下で、裁判上の再生支援手続開始の決定をすることができます。

³ 経済裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理した時点から次の手続（債務者の倒産認定・清算手続開始決定、裁判上の再生支援、外部管財、和議締結及び倒産手続終結決定）に移るまでの間、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として、法人である債務者に対し、経済裁判所により適用される手続（倒産法第3条第5号）。2003年の倒産法改正により新設された手続であり、同改正において、第4章に「監視」という1章が新設された。

裁判上の再生支援手続開始の決定は、債務者にとって次のような効果を生じます。裁判上の再生支援手続の実施中、債務者企業の経営機関は、法律に定められる制限の下でその権限を行使することになります。また、発起人又は債務者財産の所有者は、債権者集会の同意がなければ、債務者の組織変更と清算に関する決定を行うことはできません。債務者は、その不動産を賃貸若しくは担保に出すことを伴う法律行為又は他の企業の定款資本への出資を伴う法律行為を行うことはできません。帳簿価値が10%を超える資産の処分を伴う法律行為を行うこともできません。さらに、消費貸借、保証の提供、債権譲渡、債務引受に関わる法律行為及び債務者財産の委託管理契約を結ぶこともできません。再生支援管財人の同意又は債権者が利害関係を有する法律行為については、債権者集会の同意なしには行うことができません。これらのウズベキスタン共和国倒産法の特徴は、日本の民事再生法にも見られるものです。

ここで再生支援管財人がどんな役割を担っているかお話したいと思います。裁判所任命管財人については先ほど池田先生からもお話がありましたが、日本の倒産法制の下では、管財人となるのは通例弁護士であるのに対し、ウズベキスタン共和国では、再生支援管財人となるのは倒産事件を管轄する国家機関（非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会）から資格を授与された専門家です。ウズベキスタンでも弁護士が再生支援管財人になれないというわけではなく、資格を取得すれば弁護士でも管財人になることができます。再生支援管財人の候補者は、債権者集会又は債務者の債務を保証若しくは物上保証した者によって裁判所に推薦されます。再生支援管財人は、裁判上の再生支援手続開始時から手続の完了又はその期間満了前の中止までの間、職務にあります。

債務弁済計画表に記載された債務が、経済裁判所の定める再生支援期間—通常は24か月、例外的に36か月まで延長されることもある—の満了前にすべて弁済された場合、債務者の代表者は、経済裁判所に対し、期間満了前完了の報告書を提出します。いずれにせよ、債務者の代表者は、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援期間満了の15日前までに、再生支援実施の結果報告書を提出する義務があります。

経済裁判所は、再生支援実施の結果報告書を審査し、また債権者からの異議がある場合にはその異議を審査した上で、未払の債務がなく、債権者の異議に理由がないと認められる場合には、債務者の代表者が提出した報告書を承認し、倒産事件手続終結の決定をします。しかし、未払債務があり、債権者の異議に理由があると認められる場合には、経済裁判所は債務者の代表者の報告書を承認しません。報告書を承認しない場合、経済裁判所は、外部管財開始の決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の決定を出します。

ここで指摘しておかなければならないのは、ウズベキスタン共和国の経済裁判所の実務において、この裁判上の再生支援手続を利用している事例はあまり多くないということです。統計によれば、今日までに8つの企業しかこの制度の適用を受けていません。裁判上の再生支援手続が機能していない理由は幾つかあります。まず、債務者財産の所有者ある

いは債権者、そして何よりも債務者自身が、この手続の利用のための十分な資金を持っているとは限らないということです。また、倒産事件手続は非常に時間がかかるので、債権者は、より早く自己の債権を回収するため、経済裁判所に対し倒産事件手続の開始を申し立てる代わりに、自己の債権の支払を求めて訴訟を提起する場合があります。もちろんこれは他の債権者との関係で、正当である、公正であるとは言えません。ウズベキスタン共和国倒産法では債権者の利益が守られてはいますが、別の債権回収手段が存在するため、別の手段を採る債権者が多いのです。この点についてウズベキスタン共和国の裁判上の再生支援手続と日本の民事再生手続を比較すると、日本の知見から我々が学ぶべきものがあると思います。

裁判上の再生支援手続に比べ、ロパエワさんの発表する外部管財手続の方はより多く利用されています。外部管財の方がずっとうまく機能していると言えるでしょう。

以上で私の発表を終わらせていただきます。

○司会 ありがとうございました。次に、ウズベキスタン共和国倒産法における再建型倒産処理手続の二つ目である外部管財手続について、ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナさんから発表をいただきます。



タシケント法科大学ロパエワ講師発表風景